

PPP 組織による活用・マネジメントを見据えた
高の原駅前広場基本設計等業務委託
募集要項

令和 5 年 6 月 12 日

奈 良 市

1. 目的	1
2. 業務概要	1
3. 受託者選定方法.....	2
4. 参加資格	2
5. 参加方法	4
6. 質問の受付及び回答.....	8
7. 事業者の選定	8
8. 審査項目及び審査基準	9
9. 選定結果の通知.....	10
10. 参加者の失格.....	10
11. 契約に関する事項	10
12. その他留意事項.....	10
13. 担当課（問合せ先）	11
14. スケジュール（予定）	11
15. 別表.....	12

PPP 組織による活用・マネジメントを見据えた高の原駅前広場 基本設計等業務委託公募型プロポーザル募集要項

PPP 組織による活用・マネジメントを見据えた高の原駅前広場基本設計等業務委託の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については以下のとおりとする。

1. 目的

奈良県奈良市、京都府木津川市、精華町の2府県3市町にまたがる全国的に珍しい平城・相楽ニュータウン（以下、「高の原エリア」という。）は令和4年11月にまちびらき50周年を迎えた。人口減少、少子高齢化、まちの老朽化などが進行するなか、令和2年度には3市町及び関係団体（UR 都市機構、関西文化学術研究都市センター(株)、(公財) 関西文化学術研究都市推進機構）が共同で、平城・相楽ニュータウンパワーアップビジョン検討会議調査報告書「平城+相楽100つぎの50年にむけて」をとりまとめ、令和4年度には国土交通省の先導的官民連携支援事業として、自律的 PPP 組織の組成及び持続発展的なエリアマネジメント体制構築に向けた調査検討を行うなど、行政界や官民の垣根を越えた連携・協働の動きが生まれ始めている。

本業務は、高の原エリアの玄関口である近鉄高の原駅前広場を、“高の原らしい”人中心の「居心地が良く歩きたくなる」ウォークアブルなまちなか空間へと再整備するため、PPP 組織による駅前広場の活用・マネジメントを見据えた駅前広場再整備における基本設計等を作成すること、高の原エリアにおける連携・協働の動きを加速させ、持続発展的なエリアマネジメントを実現するため、アクションプランを作成し、その実行等を担う PPP 組織の組成を支援することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 委託業務名称

PPP 組織による活用・マネジメントを見据えた高の原駅前広場基本設計等業務委託

(2) 業務場所

奈良市右京一丁目 地内 他

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

(4) 業務内容

「PPP 組織による活用・マネジメントを見据えた高の原駅前広場基本設計等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(5) 予算額

40,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

3. 受託者選定方法

企画提案書公募によるプロポーザル方式

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独事業者又は共同企業体によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

4-1 単独事業者の要件

- (1) 過去に、本業務と同種業務又は類似業務の実施又は受託実績を有する事業者であること。
- (2) 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していないものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による手続開始申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による手続開始申立てがなされていない者（会社更生法の規定による計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (8) 本市情報セキュリティポリシーを遵守できること。
- (9) 本業務を行う期間中、以下の要件を満たす技術者及び担当者を配置すること。なお配置技術者、担当者は、プロポーザル参加表明日において継続して 3 か月以上の直接的な雇用関係（代表可）にある者とすること

①管理技術者

- a. 以下のいずれかの資格を有すること。
 - ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設－都市及び地方計画）
 - ・技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）
 - ・RCCM（都市計画及び地方計画部門）
- b. 過去 10 年以内（平成 25 年 1 月以降に完了したもの）に同種業務の実績を有すること。
- c. 同種業務とは「ロータリー再編を伴う駅前広場の基本計画業務、又は設計業務」と

する。

②照査技術者

以下のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設－都市及び地方計画）
- ・技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画部門）

③都市デザイン技術者

駅前広場全体の都市デザインに係る業務を行う、次に掲げる要件を満たす者。

a. 以下のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設－都市及び地方計画）
- ・技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画部門）
- ・一級建築士

b. 過去 10 年以内（平成 25 年 1 月以降に完了したもの）に、同種業務もしくは類似業務の実績を有すること。

c. 同種業務とは「ロータリー再編を伴う駅前広場の基本計画業務、又は設計業務」とする。類似業務とは「駅前広場の基本計画業務、又は設計業務」とする。

④ランドスケープデザイン技術者

広場、街路など屋外空間のデザインに係る業務を行う、以下のいずれかの資格を有する者。

- ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設－都市及び地方計画）
- ・技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画部門）
- ・登録ランドスケープアーキテクト

⑤土木設計技術者

ロータリー改修計画及び駅前広場全体の土木構造物設計に係る業務を行う、次に掲げる要件を満たす者。

a. 以下のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：道路）
- ・技術士（建設部門 選択科目：道路）
- ・RCCM（道路）

b. 過去 10 年以内（平成 25 年 1 月以降に完了したもの）に、同種業務もしくは類似 4 業務の実績を有すること。

c. 同種業務とは「ロータリー再編を伴う駅前広場の基本計画業務、又は設計業務」と

する。類似業務とは「駅前広場の基本計画業務、又は設計業務」とする。

⑥エリアマネジメント業務担当者

プラットフォームの運営支援やPPP組織の組成支援など、エリアマネジメント体制の構築支援に係る業務を行う、次に掲げる要件のうち、どちらかを満たす者。

a. 以下のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設—都市及び地方計画）
- ・技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画部門）

b. 過去10年以内（平成25年1月以降に完了したもの）に、「PPP組織の組成支援業務及びエリアマネジメント業務」の実績を有すること。

4-2 共同企業体の要件

- (1) 共同提案の場合は共同企業体（以下「JV」という。）を結成し、代表者を決めること。なお、共同提案者は、複数のJVに所属することができず、JVに所属しながら単独で提案を行うこともできない。また、参加表明書提出期間後に代表者および共同提案者を変更することはできない。
- (2) JVを構成するすべての事業者について、4-1(2)～(8)を満たすこと。4-1(1)(9)については、JVを構成する事業者のいずれかが満たすこと。なお、(9)①～⑥の技術者は、同一の事業者には雇用されていない必要はない。
- (3) 参加表明や質問等は代表者が代表して行うこと。なお、市からの通知や回答等については、代表者のみに行う。
- (4) JVを構成するすべての事業者について、事業者概要書（様式2）を提出すること。
- (5) 参考見積書については「共同企業体名、代表者の事業者名」とすること。その他各提出書類において「事業者名」の欄には共同企業体名を記入すること。また、各書類において必要に応じて所属（代表者以外の事業者名）が分かるようにすること。

5. 参加方法

(1) 参加申込書提出

①提出書類及び提出部数

参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

a. 参加申請書

単独事業者（様式1-1）	1部
共同企業体（様式1-2）	1部

b. 事業者概要書（様式 2） 1 部

c. 業務実績書（様式 3） 1 部

業務実績の内容が具体的に確認できる書類（テクリス完了登録、契約書の写し等）の添付

d. 業務の実施体制調書（様式 4-1） 1 部

資格証等の写しの添付

健康保険被保険者証等の雇用関係が確認出来る書類の添付

②提出期間・方法

令和 5 年 6 月 12 日（月）午前 9 時から令和 5 年 6 月 30 日（金）午後 4 時までの期間に、持参または送付（信書便）により提出すること。

なお、持参の場合は、奈良市役所の閉庁日を除く各日午前 9 時から午後 4 時までに提出し、送付の場合は提出期間内必着とする。

③提出場所

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 都市整備部 都市政策課

(2) 参加承認

本プロポーザルの参加承認の可否の連絡は、参加申請書を提出した全ての事業者又は JV の代表者に、令和 5 年 7 月 4 日（火）までに通知する。

なお通知は、提出書類に記載されたメールアドレス宛に電子メールにて送信する。

(3) 企画提案書の提出

①提出書類及び提出部数

参加を希望する事業者は次の書類を提出すること。また、各書類について、PDF 化したものを CD-R 又は DVD-R で併せて提出すること。

a. 業務の実施体制調書(様式 4-2) 正本 1 部、副本 9 部

b. 業務の実施フロー及び工程表(工程計画)(様式 4-3) 正本 1 部、副本 9 部

c. 企画提案書 正本 1 部、副本 9 部

d. 見積書 正本 1 部、副本 9 部

別紙「仕様書」の全ての業務（企画提案内容を含む。）に要する費用を記載すること。別紙「設計内訳書」に倣い作成すること。

②提出期間・方法

令和 5 年 6 月 12 日（月）午前 9 時から令和 5 年 7 月 3 日（月）午後 4 時までの期間に、持参または送付（信書便）により提出すること。

なお、持参の場合は、奈良市役所の閉庁日を除く各日午前 9 時から午後 4 時までに提出し、送付の場合は提出期間内必着とする。

③提出場所

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市政策課

(4) その他留意事項

①企画提案書の書式等

- a. 用紙サイズは原則 A4 版とし、用紙の向きは縦・横いずれかで統一すること。必要に応じて A3 版を使用しても差し支え無いが、片袖折り等により A4 版に収めること。
- b. 文字サイズは、10 ポイント以上とする。
- c. 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- d. 両面印刷で 10 枚（20 ページ）以内とし、カラー印刷とする。なお、A3 版を使用した場合は 1 面を 2 ページと数えることとする。
- e. ページ番号を付けること。

②企画提案書の作成について

- a. 仕様書を踏まえること。
- b. 提案内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。
- c. 仕様書以上の業務項目・内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易にわかるように記載すること。
- d. 正本は提案事業者名入りの表紙を付けること。副本はいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

③企画提案内容について

「業務内容」のうち、以下について提案すること

a. 駅前広場整備の基本設計業務

駅前広場のコンセプトや再整備の方向性を踏まえ、再整備の全体像を示すイメージパースを最低 1 枚作成すること。なお、選定された事業者のパースは、公表する可能性がある。

○コンセプト

「高の原らしさ」と暮らしの魅力発信地

○整備の方向性

- ・人の活動や顔が見える広場と歩き回りたくなる屋外空間をつくる
- ・心地よい待合空間を充実させ、バス・タクシーでの移動を楽しむ
- ・多機能でローカルな施設でエリア全体の魅力を発信する

ア.高の原らしい空間整備に向けた配慮や工夫

「高の原らしさ」と暮らしの魅力発信地にふさわしい空間整備を実現するため、駅前広場周辺への連続性・回遊性、駅前広場利用者への影響を最小限に留める円滑な整備工程、整備コスト低減・維持管理のしやすさに対する設計上の工夫・方策（業務を進めるうえでの工夫や設計における解決策）

イ.安全で円滑な交通処理を実現するための配慮や工夫

現在の交通需要や将来予測を踏まえ、バスやタクシーのロータリーや自家用車の交通結節機能を有する高の原駅前広場における人と交通の安全で円滑な交通処理のために配慮する事項や交通事業者との協議や設計上の工夫

ウ.デザインガイドライン

駅前広場のコンセプト及び整備の方向性を踏まえ、ふさわしいデザインコンセプトや方向性、ポイントとなるテーマ及び決定に至るシナリオ

※デザインコンセプトのイメージを伝える手段として、文字だけでなく概念図や事例写真、簡易なスケッチ類を用いて説明すること。

b.持続発展的なエリアマネジメント体制の構築支援

ア.プラットフォーム運営

3市町・民間企業・地域住民等（エリアプラットフォーム）の連携・協働を推進し、エリアにとって真に必要なアクションについて議論を深めるための工夫や仕組み

イ.アクションプランの作成

キープロジェクトの実現に向けたプレイヤーの発掘方法及び、地域住民や関係者等の意見をプランに反映させるスキーム

ウ.社会実験の実施

アクションプラン作成又はPPP組織組成につながるコンセプトや実施内容、駅前広場基本設計への社会実験検証内容の組み込み方

エ.PPP組織の組成支援

高の原エリアにおけるエリアマネジメントを包括的に担うPPP組織となり得

る具体的な団体、また、当該団体が PPP 組織となるために必要な手続きやスケジュールを含んだロードマップ

6. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和 5 年 6 月 12 日（月）午前 9 時から令和 5 年 6 月 19 日（月）午後 4 時まで

(2) 提出方法

電子メールにて件名を「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とし、質問書(様式 5)を添付して、次のメールアドレス宛てに送信すること。電話及び直接来所による質問には応じない。

メールアドレス toshiseisaku@city.nara.lg.jp

(3) 質問に対する回答

令和 5 年 6 月 19 日（月）までに、質問書を提出した事業者及び参加申請書を提出した全ての事業者に対して、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答する。

7. 事業者の選定

「PPP 組織による活用・マネジメントを見据えた高の原駅前広場基本設計等業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）が事業者を選定する。

(1) プレゼンテーション

①実施日及び場所

実施日：令和 5 年 7 月 7 日（金）

実施場所：奈良市役所中央棟 1 階

②実施時間

発表時間は 20 分以内とし、その後、質疑応答の時間を設ける。

③その他

a. 提案内容には奈良市情報公開条例（平成 19 年奈良市条例第 45 号）第 7 条に定める不開示情報に該当するものが含まれており、プレゼンテーションは非公開で行う。

b. プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとする。企画提案書にない追加提案や追加資料の配布は禁止とするが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用資料等の使用は可能とする。説明用資料を使用する場合は、7 月 6 日（木）午後 4 時までに、使用するデータを担当課宛てに電子メールで送付すること。

c. プレゼンテーションにおいては、本市が用意するノートパソコン、プロジェクター、

スクリーンを使用するものとする。

- d. プレゼンテーションは、オンライン会議システム（webex）を併用して行う。プレゼンテーション実施者は、オンラインで参加する委員にも情報が適切に伝わるよう配慮すること。また、プレゼンテーション中のノートパソコンの操作は、プレゼンテーション出席者のうちいずれかが行うこと。なお会場内には、プレゼンテーション実施者を撮影するビデオカメラは設置しない。
- e. プレゼンテーション出席者数は、実施者 1 名、その他補助する者 2 名以内の計 3 名以内とする。プレゼンテーションは本業務に直接携わる者が行うこととする。
- f. 遅刻又は欠席した場合は、参加申請を辞退したものとみなす。
- g. プレゼンテーションの詳細や上記記載事項に変更がある場合は、別途参加承認通知書にて通知する。

(2) 評価基準

評価項目及び配点（125 点満点）

・ 配置技術者（事業者）の経験及び能力	15 点
・ 企画提案	100 点
・ プレゼンテーション	10 点
・ 見積書	参考

詳細は別表のとおり

(3) 選定方法等

- ① 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、単純合計点数が高い事業者より順に、交渉権第 1 位及び第 2 位となる事業者各 1 社を選定する。
- ② 委員会は審査基準表に基づき、提出書類に記載された内容を審査項目ごとに採点する。

8. 審査項目及び審査基準

(1) 審査

企画提案書は、具体的な契約交渉を行う事業者を選定するためのものである。

企画提案書によって企画力や実現可能性、業務遂行能力などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容となるものではない。

具体的な契約内容及び委託金額は、本市との交渉を通じて決定する。

(2) 審査基準

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションにより、別表に基づき評価を行い、総合的に判断する。

なお、最低基準点を 75 点とし、審査の結果、評価点がこれを下回った事業者については選定しないこととする。（参加者が 1 事業者のみであっても、同様とする。）

9. 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等を提出したすべての事業者に速やかに通知する。また、交渉権第1位、第2位に選定された事業者については、その旨を付して通知する。

なお、通知方法は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに送信する電子メールとする。選定に関する異議等は受け付けない。

10. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記4.参加資格の要件を満たさなくなった者。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 見積書の見積額（税込）が前記2の予算額を超えている場合。

11. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

交渉権第1位に選定された事業者と本市が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたくうえで契約を締結する。なお、交渉権第1位に認定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行うものとする。

(2) 契約保証金

奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第23条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第23条第2項各号のいずれかに該当する場合は全部又は一部を免除する。

12. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出期間終了後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 同一事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提出書類の著作権は参加申請者に帰属するが、本市が本件の選定の公表等に必要の場合には、本市は提出書類の著作権を無償で使用できることとする。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、奈良市情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (8) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

13. 担当課（問合せ先）

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市政策課

電話 0742-93-6598（直通）

電子メール toshiseisaku@city.nara.lg.jp

14. スケジュール（予定）

参加申込書提出期間	令和5年 6月 12日（月）	9:00 から
	令和5年 6月 30日（金）	16:00 まで
企画提案書提出期間	令和5年 6月 12日（月）	9:00 から
	令和5年 7月 3日（月）	16:00 まで
参加承認通知	令和5年 7月 31日（月）	
質問受付期間	令和5年 6月 12日（月）	9:00 から
	令和5年 6月 16日（金）	16:00 まで
質問回答日	令和5年 6月 19日（月）	
参加辞退届提出期限	令和5年 7月 6日（木）	16:00 まで
プレゼンテーション実施日	令和5年 7月 7日（金）	
審査結果通知日	令和5年 7月 12日（水）	

15. 別表

PPP 組織による活用・マネジメントを見据えた高の原駅前広場基本設計等業務委託事業者選定審査表

評価項目	評価点
技術者が適切に配置され、必要な人員が確保されているとともに、業務遂行に向け、駅前広場再整備及びエリアマネジメントの実施経験を有する人材、企業など、適切な専門性や実績を持った人員が配置された実施体制になっている場合に優位に評価する。	A : 10 D : 4 B : 8 E : 2 C : 6 F : 0
実施体制	/10点
業務の実施フローが明確かつ現実的で、工程表について、業務の内容、目的を理解し、企画提案内容との整合が図られ、妥当性が高い場合に優位に評価する。	A : 5 D : 2 B : 4 E : 1 C : 3 F : 0
業務の実施フロー及び工程計画	/5点
配置技術者（企業）の経験及び能力	/15点
高の原の地域特性を十分に理解し、「高の原らしさ」と暮らしの魅力発信地としての高い滞在機能、まちの玄関口として居心地が良い空間が期待されるか。整備コストの経済性や整備後の維持管理のしやすさ、ランニングコストや駅前広場周辺との関連性・回遊性を含めた配慮・提案がされている場合に高く評価する。	A : 30 D : 12 B : 24 E : 6 C : 18 F : 0
高の原らしい空間整備に向けた配慮や工夫	/30点
現在及び将来の交通需要を踏まえた交通機能と安全性を備えた、「心地よい待合空間を充実させ、バス・タクシーでの移動を楽しむ」駅前広場が期待されるか。交通事業者との協議プロセスや、設計上の工夫に関する提案の的確性・実現性が高い場合に高く評価する。	A : 20 D : 8 B : 16 E : 4 C : 12 F : 0
安全で円滑な交通処理を実現するための配慮や工夫	/20点
駅前広場のコンセプト及び整備の方向性を踏まえ、高の原にふさわしいデザインコンセプトや方向性が期待できるか。また、ポイントとなるテーマ及び決定に至るシナリオ及びデザインガイドラインの適確性・実現性が高い提案である場合に高く評価する。	A : 10 D : 4 B : 8 E : 2 C : 6 F : 0
デザインガイドライン	/10点
駅前広場再整備における基本設計	/60点
プラットフォームを構成する3市町・民間企業・地域住民等の連携・協働を推進するため、協議や情報共有を円滑に進める工夫や仕組みづくりがなされているか。	A : 10 D : 4 B : 8 E : 2 C : 6 F : 0
プラットフォーム運営	/10点
4つのキープロジェクトについて、事業を実施する「プレイヤー」の発掘方法、地域住民や関係者等の意見を反映させるスキームが明確か。 なお、特に駅前再整備プロジェクトについて、実現にむけた具体的な提案がなされている場合、高く評価する。	A : 10 D : 4 B : 8 E : 2 C : 6 F : 0
アクションプランの作成	/10点
社会実験のコンセプトや企画内容が、アクションプラン作成又はPPP組織につながるものであるか。また、収支計画を含んだ実施計画となっているか。プラットフォームのメンバーや地域のプレイヤー、地域住民が参画できる内容である場合、高く評価する。	A : 10 D : 4 B : 8 E : 2 C : 6 F : 0
社会実験の実施	/10点
PPP組織となり得る団体の候補、その団体がPPP組織となるうえで適当と思われる法人組織、当該団体がPPP組織となるために必要な手続きやタイムスケジュールが明確か。	A : 10 D : 4 B : 8 E : 2 C : 6 F : 0
PPP組織の組成支援	/10点
持続発展的なエリアマネジメント体制の構築支援	/40点
企画提案	/100点
「高の原らしさ」を理解し、地域の事業者や住民を巻き込み事業を推進していく熱意・情熱を持っているか。提案内容が明確で、説得力のある説明をしているか。審査委員の質問に対して的確に回答しているか。	A : 10 D : 4 B : 8 E : 2 C : 6 F : 0
プレゼンテーション	/10点
合計	/125点